

公益法人制度改革の概要 (その1)

1 公益法人制度が抜本的に変わります。

明治29年の民法制定以来続いてきた公益法人制度が大幅に変わります。

新法人制度は、平成20年12月1日に施行され、施行日から5年間は移行期間とされ、現行の公益法人はこの期間内に必要な手続きを行い、新制度に移行することになります。当協会でも今後1~2年程かけて議論し、意思統一を図り、移行手続きをしなければなりません。制度の概要を3回程度に分けて、お知らせします。

2 新制度における従来の公益法人等の選択肢

- ・従来の社団法人は、公益社団法人または一般社団法人の、いずれかに移行するという選択肢があります。
- ・公益社団法人となるには、公益社団法人への移行申請をし、認定の基準が満たされ、公益認定等委員会で公益認定される必要があります。
- ・一般社団法人となるには、一般社団法人への移行申請をし、認可の基準が満たされ、行政庁の移行認可される必要があります。
- ・平成25年11月までの5年間の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合、あるいは移行申請を行ったが、移行期間の終了後までに認定または認可が得られなかった場合は、いずれも解散になります。

3 公益社団法人への移行認定の2つの要件

- ・移行認定の基準は、定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること。
- ・認定法第5条各号に掲げる基準（経理的基礎及び技術的能力を有すること、特別な利益を与える行為を行わないこと、収支相償であること、**公益目的事業比率**が50%以上であると見込まれること、遊休財産額が制限を越えないこと等）に適合するものであること。

4 公益目的事業とは

- ・学術、技芸、慈善その他公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であること。
- ・全部で23項目ありますが、例えば、当協会は6号の公衆衛生の向上、16号の地球環境の保全が該当。
- ・不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであること。例えば、検査検定では不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的にしているか。基準を公開しているか。検定機会が開かれているか。検定人員や機器が必要な能力を有しているか等。

中部地域協議会の全体会議

平成21年7月17日、四日市市内で全産連会長、東海4県協会長等が集まり、廃棄物処理法の改正の動向、公益法人改革について協議しました。



廃棄物処理法の改正では、排出事業者の責任の強化、欠格条項見直し、産廃収集運搬業許可手続きの合理化の手法など、順調にいけば来年の通常国会に上がるだろうとの説明がありました。また、公益法人改革の状況では、全国の協会では3県が方針を決定済みで、多くはまだ公益社団か、一般社団か検討中。全産連は22年総会での公益社団を目指し検討中との報告でした。

県政懇談会で要望活動実施

平成21年7月24日、自由民主党に、8月6日には新政みえに対して、次の2項目を要望しました。

- ① 公益法人化に伴い平成25年11月までに公益社団か一般社団への移行が迫られているが、当協会の公益性を高め、産廃業界のレベルアップのため、県から委託事業を受けたい。
- ② 産廃処理施設を設置する場合、三重県は指導要綱により、周辺住民の同意を求めていたが、設置許可を得るまで多大な経費と時間がかかるので、同意をなくしてほしい。

要望に対し、議員から「公益事業を進め、より健全な業界になってほしい。また、同意をなくさないと不法投棄が増えるのではないか」との発言があった。三重県職員も同席し「公益法人化については情報共有し、事業は詳細を詰めていきたい。同意の件は要綱の撤廃は地元の理解が得られにくいが、適用除外を検討したい」と説明がありました。

廃棄物処理における新型インフルエンザ対策の実施

新型インフルエンザ

人が免疫をもたない未知のウイルスで急速に感染拡大の恐れ

どんな症状になるの？

のどの痛み・鼻水・38℃以上の発熱・頭痛・関節痛・筋肉痛・呼吸困難・腹部症状などが急速に進行する



どうやって感染するの？

- 感染した人の咳やくしゃみ
- ウイルスがついた手から
- 水道水を介しての感染はない

廃棄物処理における新型インフルエンザ対策のための体制整備については、本年4月30日付け通知でお知らせしたところですが、今般、新型インフルエンザの患者が国内で確認され、地域における感染が始まった可能性が高くなりました。

このような状況を踏まえ、産業廃棄物に関しては、その処理を担う産業廃棄物処理業者においては「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき、地域の感染状況を注視の上、事前に検討した体制や感染防止対策に従って、事業継続のための対策を弾力的、機動的に実施する必要があります。

また、患者や濃厚接触者が活動した地域等の廃棄物処理業者においては、従業員の健康管理を徹底するとともに、例えば、発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談や自宅待機等の実施や、ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるための時差出勤、自転車通勤等を検討するなど感染機会を減らすための工夫を検討することが求められます。

◆ 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン及びQ&A
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

環境省
からの
通知
平成21年5月(抜粋)

シリーズ
第1回

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例

三重県では、県民の安全で安心な暮らしの確保を目指し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、新たに「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（以下「新条例」という）」を制定し、平成21年4月1日から施行したところです。条例の趣旨、内容等を数回に分けて解説します。

新条例において新たに規定した事項 6つの事項のうち1つ目

①産業廃棄物の保管場所に係る届出（条例第8条）

産業廃棄物の不適正な保管については、苦情や通報により判明することが多く、発覚時には既に保管量が多量となっており、早急な改善が困難となることがあります。特に、排出事業者が発生場所以外の自社等の敷地内に長期にわたり保管と称して産業廃棄物を放置する場合に多く見受けられます。

このため、産業廃棄物を、発生場所以外の場所で保管する場合には、知事への届出義務を課し、初期の段階から廃棄物処理法に基づく保管基準の指導を行うことにより、不適正な保管の未然防止を図ることとしています。なお、届出をしないで保管した場合の届出義務違反については、届出の実効性を担保する上で、罰則を設けています。

発生場所以外で保管するときは、保管開始する日までに下記の事項を届け出て下さい。

◆保管場所の所在地、面積、土地所有者の氏名及び住所（法人は、名称、代表者氏名、所在地）

◆産業廃棄物の種類及び数量 ◆産業廃棄物の保管の方法

◆保管場所の使用開始予定期月日

新条例に関するお問い合わせは、三重県環境森林部廃棄物対策室（Tel 059-224-2475）または、お近くの環境事務所までお願いします。またホームページ（三重の環境と森林）

<http://www.eco.pref.mie.jp/cycle/100080/jyourei/sanpai/sanpajorei.htm>に条例本文及び逐条解説を掲載しております。